道管理河川における公募型樹木採取試行実施要領

（目的）

第１条　本要領は、北海道が管理する河川において、公募型樹木採取の試行実施にあたり、樹木の採取を行う者の公募及び選定等を行うために必要な事項を定めるものとする。

（概要）

第２条　公募は、「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」の方針に基づき作成した「実施計画」の伐採箇所を採取箇所として、企業、団体、組合、個人等に対して行う。

（総合）振興局は、応募者の中から一定の条件を満たすものを採取予定者として選定し、採取予定者は、河川法（昭和39年法律第167号）第25条の許可を受け樹木の採取を行う。

２　採取した樹木の採取料は免除とし、採取した樹木に使途の制限は設けない。

３　採取者は、原則、採取箇所に生育している全ての樹木について枝葉を含め採取、集積及び搬出し、採取に伴い発生する枝葉の廃棄物については、採取者において適正に処分することを応募条件とする。

４　応募のあった採取希望箇所が、公募の採取箇所の一部分であっても応募を認める。

５　採取者と（総合）振興局は、採取に係る作業工程のうち、伐採等の工程を分担して実施できるものとする。

（定義）

第３条　この要領において「樹木」とは、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第１項で指定している竹木、あし、かやをいう。

２　この要領において「許可」とは、河川法第25条の規定に基づく樹木の採取の許可をいう。

３　この要領において「計画伐採箇所」とは、「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」の方針に基づき作成した「実施計画」の伐採対象箇所をいう。

４　この要領において「採取希望者」とは、（総合）振興局の各建設管理部が公募する樹木採取に応募した者をいう。

５　この要領において「採取予定者」とは、採取希望者の中から各建設管理部で設置する「公募型樹木採取の試行採取予定者選定委員会」で選定された者をいう。

６　この要領において「採取者」とは、上記の選定委員会で選定され、河川法第25条の許可を受け樹木の採取を行う者をいう。

（公募型樹木採取の対象箇所）

第４条　公募型樹木採取の対象箇所は、次に掲げる要件に該当する箇所とする。

(1)　「実施計画」で伐採を計画している区間とする。

(2) (1)で自然保護団体などとの調整など、河川管理者が伐採工事を施工する前に行うべき手続きや調整を完了している箇所とする。

２　採取希望者がいないなど公募による採取が実施出来ない場合は、河川管理者が伐採を行う。

（応募資格）

第５条　応募資格は、企業、団体、組合、個人等とし、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1)　公募の日から過去３年以内に河川法に基づく許可を受けた者については、その間河川管理に関し不正及び著しく不誠実な行為がなかった者。

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項各号（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
(3)　政令第167条の４第２項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(4)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(5)　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う入札等への参加を除外されていないこと。
(6)　次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア　道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
ウ　消費税及び地方消費税
(7)　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
(8) その他、各総合振興局長又は留萌振興局長が必要と認めた要件

（公募）

第６条　（総合）振興局の各建設管理部は、採取希望者を公募する。
　また、公募にあたっては、確実な実施に向けて、事前に過去の実施状況や地域の特性、ニーズ等の把握に努めるとともに、積極的な広報活動を行うこととする。
２　公募は、ホームページなどにより広く周知することとし、その期間は、２週間以上とする。

（公募時に掲示すべき内容）

第７条　公募時に掲示すべき内容は、次に掲げるものとする。
(1)　応募方法
(2)　応募資格
(3)　応募の条件
(4)　採取箇所や採取面積などの樹木採取の概要
(5)　採取予定者の選定方法
(6)　樹木採取料に関する事項
(7)　その他必要とする内容

（応募書類等）

第８条　応募書類に記載を求める内容は、次の各号に掲げるものとする。
(1)　応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先
(2)　採取希望箇所（平面図に図示）、採取面積
(3)　採取を希望する主な樹種、採取予定数量
(4)　採取の作業期間（１年以内）
(5)　採取方法等
(6)　応募資格の合致状況

（選定委員会の設置等）
第９条（総合）振興局は、当該実施要領に基づく公募型樹木採取の試行を行う際は、採取予定者の選定のため、その指定する職にある者をもって組織する「公募型樹木採取の試行採取予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。
２　（総合）振興局は、前項の選定委員会により採取予定者を選定する場合における基準について定めるものとする。

（選定結果の通知等）
第10条　採取希望者から提出のあった応募様式等の記載内容を確認し、応募資格などに適合しない場合、失格としてその旨通知する。なお、記載内容に不明な点がある場合には、必要に応じ選定委員会によるヒアリングを行い確認する。
２　（総合）振興局は、応募様式の提出期限の日からおおむね30日以内に選定委員会による選定結果を採取希望者に書面で通知するものとする。
３　選定されなかった採取希望者に前項の選定結果を通知する場合は、その理由を記載するものとする。

（採取の許可等）
第11条　河川管理者は、前条の選定結果通知を受けた採取予定者が通知受領後30日以内に河川法第25条の許可申請書の提出を行わせるものとする。
２　河川管理者は、採取予定者から河川法第25条の許可申請書の提出後、法令に基づく審査を行い許可を行うものとする。
３　河川管理者による審査の結果、河川法第25条の許可ができない場合、若しくは、特別な理由がなく採取予定者が選定結果通知受領後、30日以内に申請書を提出しない場合は、選定委員会は当該採取予定者を除き再度採取予定者を選定するものとする。
４　採取予定者が正当な理由なく申請を辞退した場合は、辞退した日から３年間公募型樹木採取に係る応募を認めないものとする。

（着手報告等）
第12条　採取者が樹木の採取に着手するときは、速やかに河川管理者に着手報告をしなければならない。
２　河川管理者は、公物管理パトロール等で採取の実施状況を把握するものとし、指導の必要があると判断した場合は、採取者にその都度指導を行うこととする。

（完了届の提出及び現地確認）
第13条　採取を完了したときは、速やかに完了後の写真を添付した完了届を河川管理者に提出しなければならない。
　また、河川管理者は完了届を受理したときは、速やかに完了検査を行うものとする。

（採取料）
第14条　当該要領に基づき採取した樹木の採取料は、免除する。

（報告）
第15条　当該要領に基づく採取が完了後、公募から採取完了まで過程で生じた課題等について、

維持管理課防災課に報告すること。

（その他）

第16条　この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則（令和２年10月６日付け建維管防第960号）

この要領は、令和２年10月６日から施行する。

附　則（令和３年８月19日付け建維管防第825号）

１　この要領は、令和３年８月19日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領により実施した試行については、なお従前の例による。

附　則（令和４年10月４日付け建維管防第1022号）

１　この要領は、令和４年10月４日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領により実施した試行については、なお従前の例による。